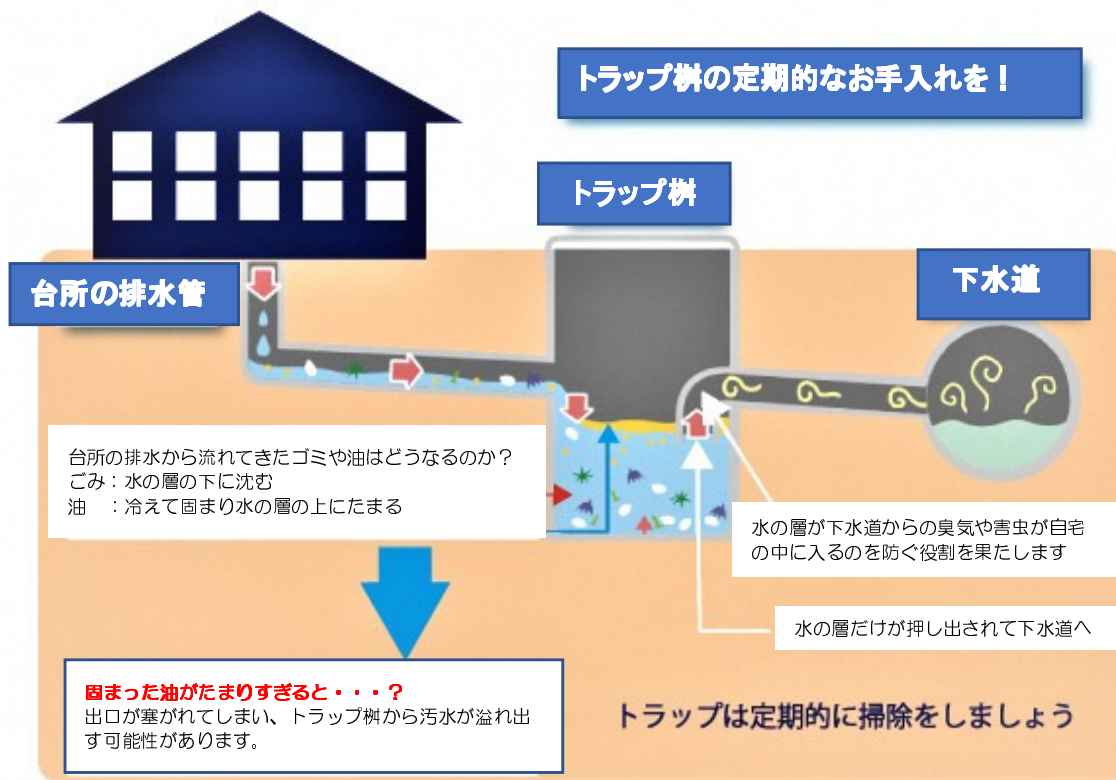
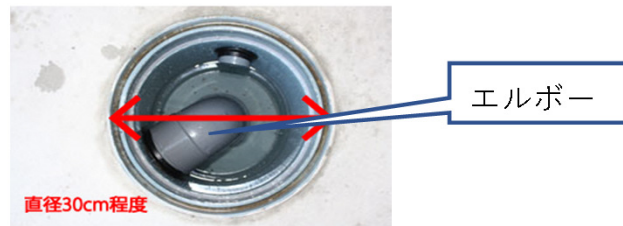


下水道排水設備の維持管理について

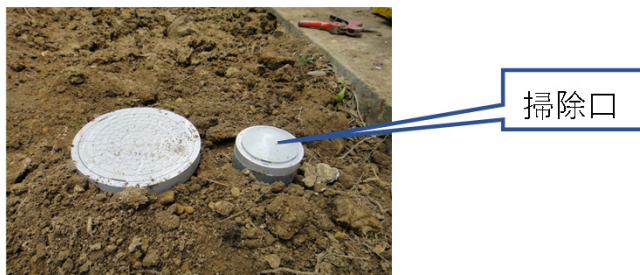


- 1, 排水設備の日常清掃は、各ご家庭で2カ月に1回程度行って下さい。
- 2, 主に台所等の排水口から接続されるトラップ付きマス（直径30cmタイプ。下記イラスト参照）はマスのフタを取り外しトラップに接続されている継手（エルボー）を容易に取外せますので、中に溜まった油分や沈殿しているゴミを取り除いて下さい。



※トラップは、屋内の排水口と屋外の排水管を水で封水（遮断）する構造のものであり、屋内に下水道本管から侵入する臭気や害虫等を阻止するものです。

※小口径のトラップ付きマス（内径15cm～20cm）はマス蓋の隣に小さな掃除口があるのでホースをトラップまで差し込み、1分程度全開で水を流せば掃除が行えます



各家庭で守っていただきたいこと



●台所では

野菜くずや残飯、天ぷら油などの廃油は、排水管を詰まらせたり、処理場の機能を低下させる原因となります。直接流さずに、流しの三角コーナーを利用したり、油などは新聞紙に染み込ませて「可燃ごみ」として処理しましょう。



●トイレでは

水に溶けやすいトイレットペーパーを使い、ティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品などは流さないようにしましょう。水に溶けない異物を流すと、排水管を詰まらせたり、マンホールポンプの故障の原因となります。



●お風呂では

排水溝に網を取り付け、髪の毛やゴミが流れないようにしましょう。取り除いた異物は「可燃ごみ」として処理しましょう。



●薬品に注意

廃油やガソリン、石油、シンナーなどは決して流さないください。これらの危険物は、ガスが発生して爆発や火災を招く恐れがあり、大変危険です。また、殺虫剤や農薬などの有害な物質も決して流さないください。処理場の機能を低下させる原因となります。

排水設備故障は・・・水洗便所等の故障または修理は施工業者に連絡してください。